鴻巣市週休２日工事実施要領

第１　趣旨

この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、工事現場における、週休２日工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

第２　週休２日工事の種類等

週休２日工事の方式は、次の各号に掲げる週休２日工事の種類の区分に応じ、当該各号に定める方式とする。

⑴　週休２日工事（現場閉所型）

対象期間において、「完全週休２日」、「月単位の週休２日」又は「通期の週休２日」のいずれかにより、週休２日以上の現場閉所に取り組む方式

⑵　週休２日工事（交代制）

対象期間において、「完全週休２日」、「月単位の週休２日」又は「通期の週休２日」のいずれかにより、技術者、技能労働者及び現場代理人の対象者が交代しながら週休２日以上の休日取得に取り組む方式

第３　用語の定義等

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　週休２日工事　完全週休２日、月単位の週休２日、通期の週休２日に取り組む工事の総称（類似する取組も含む。）をいう。

⑵　完全週休２日　次に掲げる週休２日工事の種類に応じて定める状態をいう。

ア　週休２日工事（現場閉所型）　対象期間において、原則として全ての週（月曜日から日曜日までの７日間をいう。以下同じ。）の土曜日及び日曜日で現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、工事請負契約締結後、受注者の責によらず対象期間において土曜日又は日曜日に工事を行わなければならないときは、受発注者間で協議した上で、当該土曜日又は日曜日に代わる現場閉所（現場休息）日を当該土曜日又は日曜日の前後１週間以内の期間（土曜日又は日曜日を除く。）で指定することにより変更することができる。

イ　週休２日工事（交代制）　対象期間において、全ての週で対象者の平均休日率（対象者の休日数の割合の合計を対象者数で除して得た割合をいう。以下同じ。）が 28.5％（２日／７日）以上を達成したと認められる状態をいう。

⑶　月単位の週休２日　次に掲げる週休２日工事の種類に応じて定める状態をいう。

なお、週休２日工事（現場閉所型）及び週休２日工事（交代制）の工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日確

保を行っている場合に４週８休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

ア　週休２日工事（現場閉所型）　対象期間のうち全ての月で４週８休（28.5%（８日/２８日））以上の現場閉所（現場休息）率（対象期間内の現場閉所（現場休息）日の合計日数を対象期間の日数で除して得た割合をいう。以下同じ。）を達成することをいう。

イ　週休２日工事（交代制）　対象期間のうち全ての月で４週８休（平均休日率が28.5%（８日/２８日））以上を達成することをいう。

⑷　通期の週休２日　次に掲げる週休２日工事の種類に応じて定める状態をいう。

ア　週休２日工事（現場閉所型）　対象期間において、現場閉所（現場休息）率が、４週８休（28.5%（８日/２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。

イ　週休２日工事（交代制）　対象期間において、平均休日率が、４週８休（28.5%（８日/２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。

⑸　対象期間　次に掲げる週休２日工事の種類に応じて定める期間をいう。

ア　週休２日工事（現場閉所型）

契約工期のうち、現場施工着手日（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等、実際に現場作業に着手する日）から現場施工完了日（後片付けや清掃を除いた現場作業が完了した日）までの期間をいい、年末年始休暇の期間（６日間）、夏季休暇の期間（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ　週休２日工事（交代制）

契約工期のうち、対象者の従事期間をいい、元請企業については現場施工着手日から現場施工完了日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とし、年末年始休暇の期間（６日間）、夏季休暇の期間（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

⑹　現場閉所　対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、１日を通じて現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要となる作業のみを行う場合については、現場閉所日数に含めるものとする。

⑺　現場休息　分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。

⑻　現場閉所（現場休息）日　対象期間中に現場閉所を行う日のうち、週休日で、原則として土曜日及び日曜日をいう。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所日は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

⑼　対象者　当該工事に係る元請及び施工体制台帳記載の下請（建設工事の請負契約分のみ）の全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が１週間未満の者は除く。

⑽　休日　当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を２４時間通して行っていない状態をいい、降雨、降雪等による予定外の休日も含む。

第４　対象とする工事

週休２日工事は、原則として、全ての土木工事及び営繕工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

⑴　緊急を要する工事（災害復旧工事（緊急随意契約を行うような工事）、応急工事等）

⑵　対象期間が１週間未満の工事

⑶　その他発注者が週休２日工事の実施が困難であると判断した工事

第５　実施方法等

週休２日工事の実施方法等は、次の各号に定めるところによるものとする。

⑴　発注者は、特記仕様書に週休２日工事の対象又は対象外について、別紙記載のいずれかを記載するものとする。

⑵　受注者は、現場施工着手前までに、「週休２日工事（現場閉所型）」又は「週休２日工事（交代制）」のうちから取組方式を選択し、施工計画書に当該選択した方式を記載して、発注者に提出するものとする。

⑶　受注者は、現場施工着手前までに、週休２日工事の種類に応じた工程表を発注者に提出するものとする。

⑷　受注者は、対象期間中、次のとおり対応するものとする。

ア　受注者は、現場施工完了後に週休２日工事取組報告書（様式第１号）により、実施状況を監督員に報告する。

イ　受注者は、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制（※）を活用する場合、１週４０時間又は１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象期間外とする。また、１年単位の変形労働時間制の活用について、施工計画書に反映し、労働基準監督へ提出した１年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定の書類及び変更した就業規則の写しを提出する。なお、工事着手後に協議する場合も同様に提出するものとする。

※　１年単位の変形労働時間制（労働基準法第３２条の４）

労使協定を締結することにより、１箇月を超える１年以内の一定の期間を平均し

１週間の労働時間が４０時間以下の範囲において、１日及び１週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度

第６　工事成績評定における評価

工事成績評定における加点は行わない。ただし、通期の週休２日が達成できなかった場合又は提出された施工計画書等が週休２日工事を前提としてないなど、明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われないものとして評価する。

第７　その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ別途協議するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和９年１月１日から施行する。

（鴻巣市土木工事における週休２日制モデル工事試行要領及び鴻巣市営繕工事における週休２日制モデル工事試行要領の廃止）

２　次に掲げる要領は廃止する。

⑴　鴻巣市土木工事における週休２日制モデル工事試行要領

⑵　鴻巣市営繕工事における週休２日制モデル工事試行要領

（経過措置）

３　この要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告又は指名通知を行う工事について適用し、同日前までに公告又は指名通知を行った工事については、なお従前の例による。

別紙

（週休２日工事の対象の場合）

週休２日の対応 受注者は、「鴻巣市週休２日工事実施要領」に基づいて履行状況を発注者に報告するものとする。

（週休２日工事の対象外の場合）

週休２日の対応 本工事は、週休２日工事の対象外とする。